

令和 6 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加 そ の 2)

提 出

令和6年2月20日

も く じ

議案第 4 2 号	令和 5 年度大東市一般会計補正予算（第 9 次）について-----	1
議案第 4 3 号	令和 5 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 4 次）につ いて-----	3
議案第 4 4 号	令和 5 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 次）について-----	5
議案第 4 5 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	7

議案第42号

令和5年度大東市一般会計補正予算（第9次）について

令和5年度大東市の一般会計の補正予算（第9次）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 社会福祉費	社会福祉総務経費(障害福祉)	3,663

議案第43号

令和5年度大東市介護保険特別会計補正予算（第4次）について

令和5年度大東市の介護保険特別会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	システム管理経費	4,422

議案第44号

令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4次）について

令和5年度大東市の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	システム管理費	2,640

議案第45号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合等における当該申請に係る手数料を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「指定居宅介護支援事業者の指定の申請」の次に「（以下この項において「指定居宅介護支援事業者の指定の申請」という。）」を、「指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請」の次に「（以下この項において「指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請」という。）」を、「指定介護予防支援事業者の指定の申請」の次に「（以下この項において「指定介護予防支援事業者の指定の申請」という。）」を、「指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請」の次に「（以下この項において「指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請」という。）」を加え、同項に次のように加える。

指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合	1件につき 35,000円
指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合	1件につき 10,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

印刷物番号

5 - 9 2